

# 早期発見

# 早期対応

# 未然防止

<方針> いじめを初期段階で見落とすことのないよう、発見の網をたくさん用意するとともに発見の感度を高めておく。

**早期発見のために**

- 被害児童・保護者からの相談
- 他の児童からの情報提供
- 日常観察
  - ・サイン発見チェックリストの活用
  - ・言動からのサイン（被害、加害）
  - ・日記、学級日誌
- 教職員からの情報
- 外部からの情報提供、通報
- 生活アンケート・Q-Uの実施

**いじめサイン発見チェックリスト**

- 理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 学習意欲の低下
- 特定の児童へのひやかし・からかい
- 持ち物の破損・落書き
- 服装の乱れ、打撲・打ち身
- 食欲の低下・体の不調
- 休み時間・放課後の一人での行動
- 保健室への頻繁な来室
- グループに教職員が近づくと分散する行動

**いじめのレベル（区分）**

レベル	態 様	具体的手段等	
I	・単発的、被害者・加害者の力関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし  →潜在的段階	・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこなどの過激な遊び	
II	・力関係一方向化 ・被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数  →兆候段階	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ	
III	・被害者・加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員  →一般化段階	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要	
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲（担任も）容認  →無秩序段階	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ	
V	・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化（被害者）（加害者） （聴衆）（傍観者）  →崩壊段階	・リンチ ・辱め ・残虐行為	

被害者の安全確保

組織への対応

<方針> 被害者の安全確保を優先しながら、組織で方針を立て実行し、早期解決と継続的観察、対応を図る。

**発見後の対応**

- 上司への報告
  - ・担任→学年長→生徒指導主事→校長・副校長
  - ※報告書は関小ショートカット
- 生徒指導主事は対応を検討
  - ・緊急対応会議招集の必要性
  - ・自殺、不登校、脅迫、暴行などへの緊急対応の必要性

**いじめ緊急対応会議の開催**

- 情報の整理
  - ・「いじめ状況報告書」、被害者・加害者の家庭環境調査票など
- 「いじめ」かどうかの判断（校長）
- 対応方針の確認

**1 いじめの事実確認（正確に、迅速に）**

- 被害者・加害者・周囲の児童の3者に対して行うこと
  - ・被害者は「いじめられている」ことを語らない場合が多い。
  - ・加害者は「いじめた」と思わず、認めない場合が多い。
  - ・周囲の児童からの聞き取りで事実を固める。
- 調査の項目（学校経営計画P33）

□市教委への報告

- ・まずはいじめの事実を一報（電話・口頭）
- ・一旦指導が済んだものはA4版1枚で報告書提出
- ・市教委からの指示の場合顛末報告書

**2 指導方針の決定と指導体制の確立**

**3 いじめ解決への援助・指導**

- 被害児童への援助
  - ・徹底して味方に。親身に話を聞く。継続的な支援。一緒に対策を考える。
  - ・保護者への説明、支援の決意、方針説明
- 加害児童への指導
  - ・心理的背景の理解。反省とこれからのあり方。長所を認める。安易に謝罪させない。
  - ・保護者への説明、協力要請、助言
- 集団への指導
  - ・学級・学年の問題として考えさせる。いじめは許されない行為。「はやし立てる」「見て見ぬふり」はいじめと同じ。止める、知らせる勇気。心が通い合う温かい学級づくり。
  - ・必要に応じて保護者会を開き協力を要請する。
- 援助・指導の留意点
  - ・いじめが解決するまで責任をもって当たる。
  - ・役割分担、計画、指導、会議での共通理解、改善

<方針> すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加、活躍する学校を目指す。

**いじめの定義**

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**未然防止のために**

- いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- いじめ防止校内研修
- 情報の共有（月例報告の回覧）
- いじめ対策の学校評価
- 保護者との情報交換
- 関係機関との連携
- 日常的教育的相談
  - ・学校生活アンケート（5・9月）と全児童との面談（6・11月）

**いじめを生まない集団づくりのために**

- ～いじめ防止に関わる取組～
- 学級、学年、児童会で「いじめは絶対許さない」宣言
- 教師の目の届きにくい場所の校内巡視
- 縦割り遊び
- 特別支援学級・清明支援学校の子どもの交流

**いじめを生まない集団（学級）づくりに必要なこと**

- 一人ひとりに自己存在感を与えること（居場所づくり）
  - ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせる。（学習活動の充実、授業改善）
  - ・一人一人の学力や長所を伸ばす。
  - ・自己肯定感を高める。
  - ・学級が安心できる居場所になる。（Q-U結果の活用）
- 共感的な人間関係を育成すること（絆づくり）
  - ・道徳または学級活動で「生命尊重」「自他を大切にすること」を指導する。（4月、9月）

**必携資料**

- いじめ防止学校基本方針
- 一関市いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法（H25法律）
- いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル（岩手県立総合教育センター）